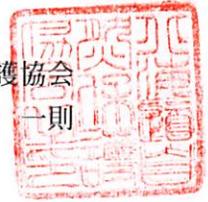


控

2016年1月12日

インベナジー・ジャパン合同会社
職務執行者 天野 明 様

北海道自然保護協会
会長 在田 一則



(仮称) 大滝風力発電事業計画段階環境配慮書に関する意見

意見1. 総論：標記の風力発電事業は、極めて大規模な計画であるにもかかわらず、地元住民ならびに北海道民にとって重要な自然環境や生活環境への悪影響について、慎重かつ真摯な環境影響評価を行っていない。

本事業の内容は、風力発電所出力：最大16万kW、風力発電機の台数：定格出力3,200kW級風力発電機を最大50基、事業実施想定面積：約1,900haに及び(2.2-1(3)頁)、北海道の既設風力発電所と比較して、極めて大規模な計画である。第2.2-1図(2.2-2(4)頁)と第2.2-10図(2.2-17(19)～2.2-20(22)頁)に示された事業実施想定区域は、伊達市・留寿都村・洞爺湖町・壮瞥町の4市町村にまたがり、およそ南東-北西方向に約7km、南西-北東方向に約20kmの範囲(搬送路部分を含む)にわたっている。

私たちの意見書では、以下のように事業実施想定区域を3区域に分けて、意見を述べる。

- (1) 第一区域：伊達市大滝地区から壮瞥町(駒別・久保内地区と仲洞爺地区)、洞爺湖町および留寿都村(旭野・高福地区)の境界線となる南東-北西方向の稜線(849.1m峰、866m峰、940m峰などを含む約7kmの範囲)である。稜線の南～西側は壮瞥町と洞爺湖町で、支笏洞爺国立公園の洞爺湖に面している。
- (2) 第二区域：伊達市の大滝地区(長流川上流域)と双葉・金山地区(尻別川支流オロウエン尻別川上流域)を境界づける南西-北東方向の稜線(879.6m峰、837m峰、785m峰、739m峰、794.8m峰、842.7m峰、823.3m峰、697.2m峰などを含む約15kmの範囲)である。この稜線の南東側には、大滝地区の本町・本郷・優徳・北湯沢温泉など、市街地や住宅地が多く認められる。
- (3) 第三区域：伊達市の大滝地区(長流川最上流域)と双葉地区(尻別川最上流域)を境界づける南西-北東方向の稜線(675.1m峰や692m峰などを含む約5kmの範囲)であり、第二区域からは広島峠や早来町公共育成牧場を挟んだ飛び地となり、北東端は千歳市(美笛川最上流域)・支笏洞爺国立公園に接している。

ところで、支笏洞爺国立公園は、定山溪・支笏湖・登別温泉、洞爺湖・有珠山・昭和南山、そして羊蹄山の3地域に分離されている。事業実施想定区域は、最初の二地域に介入するように設定され、第一区域が洞爺湖側に、第三区域が支笏湖側に近接している。

以上の地勢を概観すると、事業実施想定区域が支笏洞爺国立公園外に設定されたとしても、同国立公園の分離された地域を繋ぐ「緑の回廊」部分に設定され、しかも国立公園に近接することから、この地域の自然環境に関する環境影響評価は、極めて慎重に行われなければならない。また、伊達市大滝地区など市街地や住宅地に近接していることから、生活環境に関しても、極めて慎重な環境影響評価が必要である。

しかし、配慮書の2.2-25(27)頁では、複数案を設定しない理由として、「風況、社会イ

ンフラ設備の状況、規制配慮及び環境配慮の検討に基づき、北海道伊達市、留寿都村、洞爺湖町及び壮瞥町の比較的広域な範囲から事業実施区域を絞り込むプロセスを経ている。以上のような検討方法は、「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」（環境省計画段階技術手法に関する検討会、平成25年）において「位置・規模の複数案の一種とみなすことができる」とされている。（中略）具体的な風力発電機の構造や配置については、現地調査等も踏まえつつ絞り込んでいく予定であるため、「構造・配置に関する複数案」の設定は現実的ではないと考えられる。なお、事業主体が民間事業者であること、風力発電事業の実施を前提としていることから、ゼロオプションに関する検討は現実的ではないと考えられるため、本配慮書ではゼロオプションを設定しない。」と記している。

このように、配慮書は、民間事業者が事業実施を前提としていることを強調しており、国立公園などの保護地域や住宅地に近接することから重要な環境影響評価の最初の手続きにおいて、この事業実施想定区域の選定が適切であったかについては、説得力をもった説明をしていない。

ちなみに、配慮書の冒頭（2.1-1（2）頁）では、北海道、伊達市ならびに洞爺湖町が新エネルギー（再生可能エネルギー）を推進していること、本事業の目的が地元経済の活性化、地球温暖化対策、エネルギー自給率向上への寄与にあることを記している。しかし、「計画段階環境配慮書」の目的は、本来、その事業によって地元住民や北海道民にとって重要な生活環境や自然環境に悪影響を与えないようにすることにある。したがって、配慮書では事業の目的だけでなく、環境影響評価の目的を明記すべきである。

意見2. 事業実施想定区域の設定は、鳥類の保護・保全を無視しているので、計画段階において、特に第一区域は事業実施想定区域から外すべきである。

第2.2-8図（2.2-15（17）頁）は、法令等の規制を受ける場所への配慮として、事業実施想定区域が支笏洞爺国立公園から外れることを示している。しかし、この図は、一方で、想定区域が同国立公園に挟まれて近接することを示しており、特に第一区域と第三区域は近接している。また、第3.1-22図（3.1-42（69）頁）は、注目すべき生息地として、北海道の鳥獣保護区（支笏湖と洞爺湖）を挙げており、上記と同様に、第一区域と第三区域がそれらに近接することを示している。自然公園や鳥獣保護区については、それぞれ3.2-53（166）～3.2-54（167）頁と3.2-55（168）3.2-56（169）にも記されている。

日本野鳥の会（平成27年8月）による「重要野鳥生息地（IBA）」の指定地域は、洞爺湖側で第一区域と重なっており、支笏湖側で第三区域と隣接している（第3.1-22図、3.1-42（69）頁）。そのため、事業実施想定区域の設定は、特に第一区域においてIBA指定地域を無視し、また第三区域においてIBA指定地域を軽視しており、非常に大きな問題となる。

同様の内容は、第4.3-8表（4.3-20（203）頁）でも、注目すべき生息地の選定基準として重要野鳥生息地（IBA）が示され、第4.3-3図（4.3-22（205）頁）において第一区域（洞爺）がIBAに該当すること、そして第三区域（支笏）がそれに隣接することが示されている。

ところが、予測結果（4.3-28（211）頁）では、鳥類に影響が生じる可能性があることを記しながら、評価結果（4.3-20（213）頁）では、「方法書以降の手続き等において留意する事項」に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価する。」と結論づけている。この「留意する事項」として、「今後の環境影響評

価の現地調査において重要な種の生息状況を把握し、風力発電機の配置計画、土地改変及び樹木伐採の最小限化等の環境保全措置を検討する。特に希少な猛禽類は繁殖・生息状況を「猛禽類の保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）に準拠した調査を実施し、予測を行う。また、ガン・カモ・ハクチョウ類や小鳥類などの渡り鳥の移動ルートにも留意し、移動状況を把握できるように調査を実施し、予測を行う。さらに、コウモリ類の生息状況を把握するよう調査を実施し、予測を行う。」と記されている。

ちなみに、猛禽類の既存情報による分布メッシュ図（3.1-27(54)～3.1-30(57)頁）に、ハチクマ・オジロワシ・ハイタカ・オオタカ・クマタカ・ハヤブサ・イヌワシが事業実施想定区域及び近隣地域に存在することが示されている。

大きな問題は、計画段階において当然にもIBA指定地域を避けて事業実施区域を設定すべきであるにもかかわらず、それを無視して事業実施想定区域を設定し、方法書以降の手続きで対応するとした事業者の姿勢にある。この点は、強く批判される。特に第一区域は、事業実施想定区域から外すべきであり、第三区域も事業実施想定区域から外す必要があると考える。

意見3. 事業実施想定区域の設定では、貴重な植生も軽視しているので、事業実施想定区域では植生の保全を第一に考えるべきである。

第3.1-23図(2)（3.1-48(75)頁）の植生図では、第一区域にコケモモ-ハイマツ群集の成立を示し、第3.1-23図(9)（3.1-55(82)頁）でも、第三区域にコケモモ-ハイマツ群集とヌマガヤオーダーの成立を示している。このように、事業実施想定区域は1,000m以下の比較的低い標高範囲にあるにもかかわらず、高山植生（森林限界を超えた範囲のコケモモ-ハイマツ群集）が成立することは、非常に希少な例となる。また、ヌマガヤオーダーは亜高山帯の湿原として非常に貴重であるので、その保全が必ず必要である。さらに、第3.1-18表（3.1-45(72)頁）にはシナノキンバイ-ミヤマキンポウゲ群団（亜高山広葉草原、一般には高山植生とされる）が表示されているが、植生図ではどこにあるか明確に図示されていない。しかしながら、この群落もまた、この対象地域では非常に希少である。したがって、これらの高山植物群落が発立する場所では、決して改変の影響を及ぼしてはいけない。国内の風力発電所は、このように貴重な高山植生（高山植物群落）が発立する範囲に設定されていないので、この事業実施想定区域の設定において、本来、第一区域や第三区域を外すべきであったと考える。

上記のほかに、第一区域のエゾマツ-トドマツ群集、第二区域のダケカンバ-エゾマツ群落、全区域のササ群落など、事業実施想定区域の多くが自然植生に占められている（3.1-48(75)～3.1-55(82)頁）。稜線上のエゾマツ-トドマツ群集、ダケカンバ-エゾマツ群落、そしてササ-ダケカンバ群落は、北海道中央部の亜高山帯（普通は標高800m以上）の自然林として見ると、分布下限の貴重な事例となるので、事業実施に伴う伐採対象にしてはいけない。

なお、第4.3-19表（4.3-40(223)頁）の専門家等へのヒアリング結果概要では、「ササ地という状態は本来なく、森を伐って放置したことでササ地となり、森が再生できない場所となっている。国有林では更新困難地としている。」と記されている。しかし、この内容は間違いである。第3.1-18表(1)（3.1-45(72)頁）と第4.3-12表(1)（4.3-25(208)頁）では、上記内容を示す代償植生のササ群落も認められるが、自然植生のササ群落（風衝や雪崩な

ど自然要因に応じて成立)も同時に表示されており、第 3.1-23 図 (3.1-48(75)~3.1-55(82) 頁)の現存植生図では、事業実施想定区域の稜線部に自然植生のササ群落が成立することが図示されている。したがって、先の専門家へのヒアリング結果は、価値が低いとされる代償植生のササ群落を強調し、価値が高い自然植生のササ群落は無視した意見、あるいは自然植生のササ群落を知らない「専門家？」の意見といえる。

意見 4. 事業実施想定区域及び隣接地域における動植物の重要な種に関して、事前に、信頼できる科学的論文がほとんど調査されていないことから、配慮書に間違いが多く生じ、配慮書として基礎資料収集がまったく不足である。

資料篇(資 1~資 65)において、動植物の種がリストアップされているが、その情報のほとんどが市町村史や行政文書に基づいており、対象地域および隣接地域における信頼できる科学的論文に目が通されていない。そのため、この計画段階配慮書は、間違った情報に基づき、重要な種として動物 168 種 (3.1-33 (60)~3.1-38 (65) 頁)、植物 69 種 (3.1-59 (86)~3.1-60 (87) 頁) 挙げているが、信頼性は極めて低い。

植物を例に挙げると、たとえば、後志管内では、国内で道内 3 か所に限られるフサスギナはニセコ神仙沼に、タカネスミレ・カラフトイチャクソウ・エゾイチャクソウ・オノエリンドウ・オダサムタンポポは羊蹄山に、チシマツガザクラはオロフレ山にそれぞれ限られ、事業実施想定区域および隣接地域には見られないと考えられる。また、大雪山と日高山脈の高山帯に知られるヒメアゼスゲは、後志管内の低い標高範囲にあるとすれば、極めて貴重な例となる。資料篇の植物目録には 70 種を超える高山植物種が含まれているにもかかわらず、第 4.3-20 表 (4.3-42 (225) 頁)の植物の重要な種への影響の予測結果では、主な生育環境として(1)樹林、林縁、草地、(2)水辺(河川、湖沼、湿地)および(3)その他(岩場、岩上など)だけが区分され、生育環境としての高山が欠如しているだけでなく、高山植物が(1)~(3)に出現すると記されているので、この予測結果は、極めて信頼性が低い。

しかし、評価結果 (4.3-43 (226) 頁)では、「「方法書以降の手続き等において留意する事項」に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価する。」と断定している。しかも、その「留意する事項」として、「今後の環境影響評価の現地調査において重要な種の生育状況を把握し、風力発電機の配置計画、土地改変及び樹木伐採の最小限化等の環境保全措置を検討する。」と記されている。しかし、基礎資料の不足と予測結果の信頼性の低さがあるので、上記の評価は説得力を持たない。

前項の意見 3 で述べた高山植物群落が成立する場所では、相当数の高山植物が生育するように推測されるので、本来、高山植物群落を回避することが必要である。重要な高山植物種を保全するために、高山植生を保護することを明記しなければならない。

意見 5. 事業実施想定区域に近接する住民の生活環境に悪影響を及ぼしてはいけないので、土石流や水資源に関して、十二分な環境影響評価が必要である。

生態系の状況 (3.1-65 (92)~3.1-77 (104) 頁)では、第一~第三の全区域にわたって植生自然度が高いこと、および第一区域と第三区域はほとんど、第二区域は南東斜面(大滝地区の市街地側)が保安林に指定されていることが示されている。保安林については、3.2-61 (174)~3.2-62 (175) 頁においても、上記内容が具体的に記述・図示されている。

これと連動する特徴として、第 3.2-15 図 (3.2-64 (177) 頁)に「土石流危険溪流等の位置」

が図示され、第一区域の南～南西斜面と第二区域の南東斜面が挙げられている。これらは、壮瞥町の久保内・駒別地区および仲洞爺地区と、伊達市大滝地区にそれぞれ流下する多数の渓流域に当たる。また、「水資源保全地域」として第一区域の南斜面（伊達市大滝地区の北湯沢温泉と壮瞥町の駒別地区）と第二区域の南東斜面2ヶ所（伊達市大滝地区の優徳と本町）が挙げられている（3.2-14(127)～3.2-15(128)頁）。

保安林は、主に、上記の土砂流出防備（土石流災害防止）や水源かん養のように、私たちの生活環境を保全する目的をもって指定されてきた。また、北海道の林業政策において、稜線部の森林は多くが保安林として伐採を回避する方策が講じられてきた。他方、風力発電事業など近年のエネルギー開発では保安林指定を解除できるようにしているが、この指定解除に関して、決して生活環境を保全しなくても良いとは述べていない。したがって、事業実施想定区域を保安林の最上流部・稜線部に設定する場合には、十二分な環境影響評価が必要である。特に第二区域の南東斜面では、長流川に流下する溪流のほとんどが「土石流危険溪流」とされているので、伊達市大滝地区の住民にとって、そのことに関する環境影響評価は重大な問題となっている。

「土石流危険溪流等」と「水資源保全地域」については、地元住民の生活環境として極めて慎重な保全策が必要である。しかし、配慮書では、これらに関する環境影響評価を行っていない。

生態系としての特徴は、生活環境に関する自然の恵み（生態系サービス）に当たるので、4.3-44(227)～4.4-49(232)頁の生態系に関する調査結果、予測結果および評価結果において、保安林・土石流危険溪流・水資源保全地域に関しては、必ず、しかも詳細に取り組む必要がある。したがって、計画段階配慮事項の選定（4.1-1(179)～4.1-3(181)頁）において、これらの事項が含まれなければならない。

生態系の予測結果（4.3-48(231)頁）において、保安林、IBA及び自然植生について、影響を受ける可能性があることが記されながら、評価結果（4.3-49(232)頁）では、「保安林、IBA及び自然植生についてはその一部が事業実施想定区域に含まれており、その一部が改変される可能性があるが、「方法書以降の手続き等において留意する事項」に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価する。」と記されている。

その「留意事項」については、「自然植生や保安林等の重要な自然環境のままとりの場を多く残存させるように検討する。生態系の現況を現地調査等により把握し、また適切に重要な種及び注目すべき生息・生育の場への影響の程度を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。」と記されている。しかし、その検討が、方法書以降の明確な計画作成時、すなわち事業実施前に行われるのか、事業が実施された建設後に行われるのか、まったく不明である。「検討」するのであれば、必ず、事前であることを明記しなければならない。

意見6. 景観の調査、予測、評価は、まったく不十分である。

4.3-50(233)～4.3-62(245)頁に記された景観に関して、大きな間違いがある。主要な眺望点を選んで調査、予測、評価を行っているが、その眺望点に多数の人々が生活する大滝地区などの市街地が含まれていないので、生活の場からの景観評価がまったく不足である。標高300～400mの大滝地区市街地から2～3km離れた、標高差わずか300mほどの稜線に

風車が林立することは、異様な光景として住民に大きなストレスを与えることが危惧されるので、生活の場からの景観評価は必ず必要である。また、主要な人と自然の触れあいの活動の場（4.3-63 (246)～4.3-64 (247)）も眺望点に入っていない。

一方、支笏洞爺国立公園の洞爺湖地域（湖畔の温泉街・中島・有珠山など）から東北東方向に見上げると、第一区域の稜線に風車群が林立し、他方、支笏洞爺国立公園の定山溪・支笏湖・登別温泉地域の西端稜線部（美笛峠、ホロホロ山・オロフレ山・オロフレ峠など）から西方を見渡すと、同じ国立公園の羊蹄山地域や洞爺湖地域との間にある第一～第三区域に50基もの風車群が林立することから、本事業は、国立公園から眺める自然景観・良好な景観資源を破壊することが明らかである。

それにもかかわらず、景観の予測結果（4.3-56 (239)～4.3-57 (240) 頁）は、「主要な眺望点は、いずれも事業実施想定区域に含まれないため直接的な変化はないと予測する。景観資源についても、いずれも事業実施想定区域に含まれないため直接的な変化はないと予測する。」と記しており、本来、外部からの影響を予測しなければならない景観について、論点を外す詭弁を弄しているのが、極めて遺憾である。その後の評価結果（4.3-62 (245) 頁）では、他の項目と同様に、「「方法書以降の手続き等において留意する事項」に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価する。」と断定している。

したがって、生活の場や、主要な人と自然の触れあいの活動の場からの景観に関して、そして国立公園側から見た自然景観・景観資源に関して、適切な調査、予測、評価が行われなければならない。

意見7. 騒音、超低周波音、風車の影に関する調査、予測、評価の結果は、極めて大きな問題である。特に第二区域では、深刻な健康被害が危惧される。

風力発電機の主要設備の概要は、定格出力：3,200kW 級、ブレード枚数：3 枚、ローター直径：108m、ハブ高さ：80m と記されており（2.2-7 (9) 頁）、一基の風力発電機（風車）は、高さ 134m と算出される。この規模の風車は、国内の既存あるいは計画中の風力発電所でも最大級であり、それが最大 50 基並ぶので、風力発電機も風力発電所としても、本事業計画は国内有数の大きな規模となる。

国内では、定格出力 1,500kW 級の風車が 1～15 基並ぶ程度で、風車から約 2.5km の範囲まで深刻な健康被害が生じている。そして、風車の規模が大きくなるほど、低周波音・超低周波音の影響が遠距離に及ぶ問題点が指摘されている。また、国内外において、山間地の谷間ほど低周波音・超低周波音の影響が顕著になることも知られている。したがって、本事業計画のように、超大型の風車が多数建設される計画では、健康被害を及ぼさないため、極めて慎重な調査、予測、評価が必要となる。

しかし、配慮書では、騒音、超低周波音、風車の影に関する調査をわずか 2km の距離範囲に限って、影響の予測と評価を行っている。この点は、この配慮書の最大の欠陥である。

環境保全上留意が必要な施設等への配慮として、第 2.2-9 図（2.2-16 (18) 頁）に小中学校、保育所、福祉施設、医療機関、住宅等の概略が図示されている。第 3.2-15 表（3.2-18 (131)～3.2-19 (132) 頁）には、配慮が特に必要な施設として、学校 9 ヶ所、保育所 5 ヶ所、医療機関 9 ヶ所、福祉施設 11 ヶ所が表示されている。配慮書 3.2-18 (131) 頁では、上記のほかに「住宅については第 3.2-7 図のとおり、事業実施想定区域の周囲に分布しているものの、

事業実施想定区域内には存在しない。」と記しているが、同図(3.2-20(133)～3.2-23(136)頁)を見ると、住宅が何軒存在するか、まったく不明である。配慮が特に必要な施設や住宅等は、当然にも、事業実施想定区域の外に存在するので、上記の住宅を除外した説明は、説得力を欠く詭弁としか言えない。上記の記述内容は、調査結果(4.3-1(184)～4.3-2(185)頁)の第4.3-1表、4.3-3(186)頁の第4.3-1図)でも繰り返され、住宅が周囲に何軒分布しているのか、まったく示されていない。

騒音、超低周波音に関する予測(4.3-4(187)頁)では、予測手法として「配慮が特に必要な施設及び住宅と事業実施想定区域との位置関係(最短距離)を整理するとともに、事業実施想定区域から2.0kmの範囲について、500m間隔で施設数を整理した。」と記されている。予測結果として、第4.3-2表と第4.3-3表(4.3-4(187)頁)が示され、前者では事業実施想定区域からの最短距離が、学校約2.2km、保育所約1.7km、医療機関約1.4km、福祉施設約1.8km、住宅約1.1kmであること、後者では、1.0～1.5kmに医療機関1ヶ所と住宅38戸、1.5～2kmに保育所1ヶ所、医療機関1ヶ所、福祉施設2ヶ所及び住宅72戸があること、それらを合わせて2kmの範囲に保育所1ヶ所、医療機関2ヶ所、福祉施設2ヶ所及び住宅110戸があることがそれぞれ表示されている。上記の近距離にある配慮が特に必要な施設及び住宅の分布は、文章として明記されていないが、ほとんどが第二区域(事業実施想定区域)の南東側、すなわち冬季西風の風下側にあたる伊達市大滝地区に集中している。他方、第4.3-2図(4.3-5(188)～4.3-8(191)頁)では、上記の位置関係が図示されている。同図では2～4kmの範囲に数十戸の住宅があるように図示されているが、個別住宅であるか集合住宅であるかを含んで、明瞭に記述されていない。

騒音、超低周波音の調査、予測及び評価に関する大きな問題は、第一に、国内で健康被害が生じた距離範囲は、本事業よりも小規模な風車群でも2.5kmの範囲に及んでいるにもかかわらず、事業実施想定区域の設定が、上記のように2km以内でも多数の配慮すべき施設や住宅が存在する現実を無視していることである。この点だけでも、第二区域は事業実施想定区域から除外されなければならない。

第二に、2kmを超えた範囲における住宅についても、必ず環境影響評価を行わなければならない。2kmを超えた範囲での住宅は、前述の伊達市大滝地区のほか、壮瞥町仲洞爺地区は想定区域から2.5～4kmに、洞爺湖町富岡地区は3km、留寿都村旭野・高福地区でも2.5～3kmにそれぞれ認められる。本事業計画の規模であれば、計画段階で少なくとも4kmの範囲にある住宅について必ず、調査、予測、評価が必要である。

第二の問題点と関連して、「人と自然の触れ合いの活動の場」(4.3-63(246)頁)は、2km内外から4kmまでの範囲に多く認められるので、これらの場でも騒音、低周波音等の調査、予測及び評価が必要である。

ちなみに、同じ北海道において、石狩コミュニティウィンドファーム事業準備書では、2,300kW、9基の事業規模でも、「心身に係る参照値」の境界音圧レベルが2km以上離れた地点にあることが明示されている。したがって、3,200kWの風車50基が並ぶ本事業において、2kmの範囲に限って調査したことは、非常に大きな欠陥となる。

以上の地勢と、事業実施想定区域から配慮が必要な施設・住宅までの距離の関係からまとめると、本事業は、静岡県東伊豆町・南伊豆町、和歌山県由良町・海南市下津町などにおいて深刻な健康被害が生じた事例によく似ているので、特に、谷間にあり冬季は風下になる伊達市大滝地区を中心にして深刻な健康被害が発生してしまうことが強く懸念され

る。

ところで、4.3-4 (187) 頁において、「事業実施想定区域内に配慮が特に必要な施設及び住宅は存在しないものの、・・・」との記述が繰り返されており、余りにも当然なことであるので、そのことをわざわざ記述する真意がどこにあるか、説明されなければならない。このような表現は、重要な論点が事業実施想定区域の周辺に及ぼす影響にあることを故意にそらしたと判断されるので、無責任であり不遜と言える。

以上の重大な欠陥を持ちながら、評価結果 (4.3-9 (192) 頁) では、「「方法書以降の手続き等において留意する事項」に示す事項に留意することにより、重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価する。」と記している。「留意する事項」として、「配慮が特に必要な施設及び住宅からの距離に留意して風力発電機の配置及び機種等を検討する。超低周波音を含めた音環境を把握し、風力発電機の選定状況に合わせたパワーレベルを設定した上で、予測を行うとともに、騒音及び超低周波音の影響の程度について風力発電機の影響による増加分を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施する。」と記している。

しかし、国内で風車建設後に実施された環境保全措置として、住宅にアルミサッシを取り付けるなどの対応を行っているが、低周波音・超低周波音を防ぐ効果がないことが指摘されている。そのため、低周波音・超低周波音による健康被害を回避するためには、風車を配慮が必要な施設や住宅から十分な距離を離すことが先決であり、同時に、極めて慎重な環境影響評価を行わなければならない。

しかしながら、特に第二区域では、そもそも、風力発電機を配慮が特に必要な施設や住宅から「十分な距離」を離すことが不可能であるので、「留意する事項」を掲げて「重大な影響を回避または低減できる可能性が高い。」と断定する評価は「非常に大きなまやかし」となる。他方、騒音、超低周波音に関する評価の手法がいっさい記されていないので、科学的・論理的根拠を示さずに影響を回避または低減できる可能性があるとして断定したことになり、配慮書の評価結果は決して受け入れることはできない。

風車の影に関しても、4.3-10 (193) ～4.3-12 (195) 頁において、前述の騒音、超低周波音とまったく同じ調査結果、予測結果、および評価結果を示している。ただし、最後の「留意事項」として、「配慮が特に必要な施設及び住宅からの距離に留意して風力発電機の配置及び機種等を検討する。風車の影の影響範囲及び時間を数値シミュレーションにより定量的に把握し、必要に応じて環境保全措置を検討する。」と記しており、騒音、超低周波音とは違って、環境保全措置の「実施」ではなく、「検討」とされている。この違いについても、説得力ある説明が必要である。

ちなみに、風車の影の影響（ストロボ効果、シャドーフリッカー）については、騒音、超低周波音より遠方に影響が及ぶことが指摘されているので、2km の範囲に限った調査、予測、評価の結果は、極めて大きな欠陥となる。

以上の騒音、超低周波音および風車の影を考慮すると、事業実施想定区域のうち、特に第二区域（伊達市大滝地区）は、計画段階で除外しなければならないと考える。